

助成

特定不妊治療費を助成します

市では、高額な特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受ける方に、治療費の一部を助成しています。

対象 次のすべてに該当する方

○すでに東京都の特定不妊治療費助成の決定を受けている方で、1回の治療に東京都の助成決定額を超える費用がかかった方

○特定不妊治療の開始日から助成金の申請時まで引き続き市内に居住している方

○ほかの市区町村から同種の助成金を受けていない方

助成額 1回の治療につき助成限度額5万円

助成回数 初めて助成を受けた治療の開始日時点の女性配偶者の年齢が

▼40歳未満のとき…通算6回まで

▼40～42歳のとき…通算3回まで

※43歳以上の方は対象となりません。

※助成対象・回数などについて詳しくは、問い合わせください。

申請方法 「申請書、特定不妊治療受診等証明書、治療費の領収書、東京都の助成金交付決定通知書、印鑑、

振込先が確認できるもの（通帳など）を持参し、直接保健センターへ

※特定不妊治療受診等証明書は、治療を受けた医師に記入してもらってください。

※申請書などは事前に保健センターで受け取るか、市公式サイトからダウンロードしてください。

問合せ 子育て相談課母子保健・相談係（保健センター内）☎697

里帰りなどの妊婦健康診査費用の一部を助成します

里帰りによる都外の医療機関または、助産所での妊婦健康診査費用の一部を助成します。

助成額 市規定額内（詳しくは問い合わせください）

申請期間 出産の日から1年以内

申請方法 「都外の医療機関または助産所健診時の領収書、母子健康手帳、未使用の受診票、印鑑、振込先が確認できるもの（本人名義の通帳）」を持参し、直接保健センターへ

問合せ 子育て相談課母子保健・相談係（保健センター内）☎697

た方などに、助成金を交付します。

対象

①骨髄などの提供を行った日に市内に住所があり、骨髄などの提供を証明する書類の交付を受けた方

②①の勤務先である事業所（国、地方公共団体など、骨髄などの提供に伴う休暇の取得が可能な事業所を除く）

金額 ①1日2万円 ②1日1万円

※いずれも通院・入院などに要した日数（上限7日）

申請期間 骨髄などの提供を完了した日から1年以内

申請方法 申請書と必要書類を郵送または直接、保健センターへ

※申請書は、市公式サイトからダウンロードしてください。

問合せ 健康課（保健センター）☎623

水道

水道メーターを無料で交換します

今年度中に使用期限（8年間）を過ぎる水道メーターを交換します。

今回対象となるのは、メーターのフタの裏側に「33／〇（〇は2～7の数字）」と表示されているものです。

対象となるお宅には、市が委託した工事店が事前に案内を配布し、交換を行います。作業員は腕章のほか、市の発行する身分証明書を携帯しています。留守の場合も宅地内で作業をします。ご理解、ご協力をお願いします。

※交換後、一時的に水が濁ったり空気が泡が出たりすることがあります。しばらく水を流してから使用してください。

交換期間	対象地区
7月13日(月)～8月14日(金)	奇数月に検針している地区 小作台一～五丁目／羽西一～三丁目／緑ヶ丘四・五丁目／羽加美一～四丁目／羽690～743番地（清流地区）／栄町一～三丁目／羽中一～四丁目／羽東一～三丁目（一部）
10月12日(月)～11月13日(金)	偶数月に検針している地区 神明台一～四丁目／玉川一・二丁目／羽字武蔵野地区／緑ヶ丘一～三丁目／五ノ神一～四丁目／五ノ神字武蔵野地区／双葉町一～三丁目／富士見平一～三丁目／川崎一～四丁目／羽東一～三丁目（一部）

問合せ 水道事務所 ☎554-2269

東京都大気汚染医療費助成制度

対象 次の条件をすべて満たす方

(1) 18歳未満（18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む）の方

※18歳以上（1）に該当しない方）の新規申請の受付は、平成27年3月31日で終了しました。現在認定を受け、有効な医療券を持っている方で、生年月日が平成9年4月1日以前の方は、更新申請のみ可能です。誕生日が平成9年4月2日以降の方で、現在お持ちの医療券の有効期限が18歳の誕生日の末日を超えている場合、有効期間中は引き続き利用可能ですが、期間以後の更新はできません。

(2) 次のいずれかにり患している方

①気管支ぜん息

②慢性気管支炎

③ぜん息性気管支炎

④肺炎しゅ

⑤ ①～④によって起こる別の病気

(3) 都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有する方（都内に住民登録の必要あり）

(4) 健康保険などに加入している方

(5) 申請日以降喫煙をしないとの方



問合せ 自然休暇村 ☎0120-47-4017
携帯からは ☎0551-48-4017

■開館のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を整えた上で、6月19日から開館しています。皆さんのお越しを心からお待ちしています。

写真展～八ヶ岳の四季～ 一時休館でご覧いただけなかった八ヶ岳南麓の花や新緑などを含めた四季折々の美しい自然を、北杜市在住の写真家による作品でお楽しみください。

期 間 7月下旬予定（日程などについては、決まり次第 Facebook、ウェブサイトでお知らせします）

会 場 自然休暇村ロビー

★周辺情報はウェブサイト

羽村市自然休暇村

羽村市骨髄移植ドナー支援事業

骨髄または末梢血幹細胞の移植の推進・提供希望者の増加を図るため、日本骨髄バンクで骨髄などの提供を行う

※詳しくは、東京都福祉保健局ウェブサイトをご覧ください。

問合せ 手続きについては：健康課（保健センター）☎623／制度については：東京都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491

助成期間 申請日から次のいずれかの期間で短い方

○2年経過後、直近の誕生日の末日まで

○18歳の誕生日の末日まで

助成内容 認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額6千円を超えた分を助成

※18歳未満の方は、窓口での自己負担はありません。

医療券の更新も忘れずに！

有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには、更新申請が必要です。必要書類は有効期間満了の約2か月前に東京都から送付されます。届かない場合は、東京都に連絡してください。

※保健センターにも申請書類の予備があります。

リサちゃんといくるちゃんからのお願い
《雑紙ではなく燃やせるごみで出してね！…の巻》



※コーティングされている紙容器やピザの箱は雑紙ではありません。

問合せ 生活環境課 ☎204